

令和6年改正対応！

大規模改正に対応した
『待望の最新版』

情報流通

プラットフォーム対処法

〔著〕総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室



第一法規

情報流通

プラットフォーム対処法

〔著〕

総務省 情報流通行政局
情報流通振興課
情報流通適正化推進室

〔体裁〕A5判 / 1108頁

〔定価〕7,590円

(本体:6,900円+税10%)

Features 01

令和7年5月16日施行の
令和6年の大規模改正に
完全対応した最新版！

Features 03

総務省名義で「情報流通
プラットフォーム対処法」に
関して執筆している唯一の書！

Features 02

「情報流通プラットフォーム対処法」
(改正前：プロバイダ責任制限法)の
逐条解説はもちろん、**施行規則の解説**
から**ガイドライン**まで、網羅して収録！

Features 04

令和6年の改正により新設された条文
(総条文数が19か条から38か条に増加)
に加え、既存条文の改正を反映、
解説を大幅アップデート！

本書の特長



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1 立案の経緯・背景

第2 情報流通プラットフォーム対処法の逐条解説

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 損害賠償責任の制限（第3条・第4条）

（参考）私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第4条

（参考）性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則に関する法律第16条

第3章 発信者情報の開示請求等（第5条-第7条）

第4章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第8条-第19条）

第5章 大規模特定電気通信役務提供者の義務（第20条-第34条）

第6章 罰則（第35条-第38条）

（補論）情報流通 プラットフォーム対処法と非訟事件手続法の規定の適用関係について

（参考）渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄

第3 情報流通プラットフォーム対処法施行規則の逐条解説

本則（第1条-第21条）

附則

第4 ガイドライン

- 1 情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
- 2 情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き
- 3 情報流通プラットフォーム対処法著作権関係ガイドライン
- 4 情報流通プラットフォーム対処法商標権関係ガイドライン
- 5 情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン
- 6 情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン別冊「発信者情報開示命令事件」に関する対応手引き
- 7 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン
- 8 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン

第5 参考資料

- 1 条文
- 2 国会審議における附帯決議
- 3 インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン
- 4 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項
- 5 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

第25条（申出者に対する通知）

（申出者に対する通知）

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき、侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたときその旨
 - 二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき その旨及びその理由
- 2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じた措置を講じたときその旨及びその理由を通知するものとする。

292 第2 情報流通プラットフォーム対処法の逐条解説

- 二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

趣旨

本条は、大規模特定電気通信役務提供者の義務として、申出者に対して一定の期間内に、申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたときはその旨を、申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったときはその旨及びその理由を、それぞれ通知しなければならないこと（第1項）、一定の場合には、一定の期間内に検討中である旨及びその理由を通知したうえで、第1項の通知は遅滞なく行えば足りること（第2項）を規定するものである。

解説

1 一定期間内の判断・通知（第1項）

(1) 概要

近年多くの人々が利用している大規模特定電気通信役務は、情報の拡散を容易にする機能を備えているため、ひとたびこれらのサービスを利用して権利侵害情報が発信されると、短時間で広範囲に共有される事態が生じている。このような被害の拡大を防止するためには、大規模特定電気通信役務提供者による迅速な対応が求められる。

そこで、本項は、被侵害者から侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、大規模特定電気通信役務提供者が放置することなく迅速に対応するよう、一定期間内の判断・通知を求めるものである（本文）。また、申出のあった情報について侵害情報送信

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価 格	部 数
情報流通プラットフォーム対処法 [041277]	定価7,590円(本体6,900円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所

事務所名

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

情プラ法(041277) 2025.10 AZIP